

スクールバス緊急時対応訓練 実施要項

1. 目的 スクールバス運行時の緊急事態発生時に備え、児童生徒の安全を確保するための通報訓練及び緊急避難等の実施訓練を行う。
2. 日時・場所 **【愛島小】令和5年7月28日（金）9:30～10:30**
愛島台スクールバス出発地点（愛島台二丁目）
【館腰小】令和5年8月1日（火）9:30～10:30
堀内から館腰小学校に向かう途中（本郷字矢口 薬師堂周辺）
【閑上小中】令和5年8月2日（水）9:30～10:30
名取駅から閑上小中学校に向かう途中（市民墓地公園駐車場地内）
【みどり台中】令和5年8月8日（火）9:30～10:30
相互台からみどり台中学校に向かう途中（那智が丘2丁目バス停付近）
3. 想定 スクールバスに乗車している児童の一人が急に過呼吸になり、気を失った。周りの子供達が騒ぎ始め、運転手に知らせた。運転手は急遽安全に停車できる場所を確保し、気を失っている子供の状況を確認するために停車した。
意識が戻らないため、運転手は緊急搬送を要請。運行時刻に20分程度の遅延が生じた。
4. 参加対象者 名取市教育委員会 教育総務課職員
学校教員・養護教諭
スクールバス運行会社
【児童生徒は参加しません。】
5. 訓練種目 (1) 安全確保・状況説明
事故発生時は、バス運転手は児童の命を最優先にし、安全な場所に停車の上、児童の安全確保を確認した後、状況を児童へ説明する。
(2) 応急手当・通報訓練
事故状況を確認後、状況に応じた手当、また必要に応じて警察、消防へ報告。その後、学校及び教育委員会へ状況報告を行う。
(3) 伝達訓練
連絡を受けた学校及び教育委員会は状況を整理し、事実確認、現地を確認し、必要に応じて保護者へ周知。
6. その他
 - ・ 停車する際の安全に十分留意すること。
 - ・ 訓練後、教育委員会が記録を整理し、改善点を確認する。
 - ・ スクールバス車内に緊急連絡体制の掲示を徹底する。
 - ・ 運転手の健康状態の把握（運行前、現場）を確実にを行う。
 - ・ 今回の訓練は児童役を設定し、児童が乗車していると仮定して行うものとする。